

事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～

<第69回> 令和4年度税制改正の政令・省令を読んで

大阪勉強会グループ 著

(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)

[前回(第68回)はNo3707(令和4年6月13日号)に掲載いたしました。]

令和4年度税制改正の内容については、税制改正大綱が出た直後に本誌1月掲載分(No.3686)で議論しているが、政令・省令が出るまで内容が不明確な部分があった。今回は、政令・省令を踏まえて、残された疑問点等について議論してみたい。

1 はじめに

濱田) 今回
政令・省令と
て、法案段階
きましょう。

sample

白井) 詰めの作業の部分ですね。これをやっておかないと、実務で、いざというときに、あれ?となりますから。

内藤) 平成の時代は、財務省から提供される

sample

sample

岡野) 税制改正の中身で言えば、今年はめより大きなテーマもなくて、むしろ、総則6項の判決がどうなるかなどの方に興味を持っていました。

村木) 私
たですが、
いての内
が、中身に

sample

2 住宅ローン

sample

sample

年数が異なり、また、それが令和4年・5年と令和6年・7年で違うので、条文数が増えるとともに、読み辛さも増しましたね。

白井) 令和4年分の所得税における住宅ロー
年のものが
の用に供し
供したもの

sample

まじでカハイする案文となっていますしね。

岡野) 改正前でも措置法41条は第35項まであったのですが、改正後は第38項まで増加しました。

sample

sample

から省エネ基準に該当しない新築住宅について

法人税

所得税

源泉税

消費税

国際課税

相続贈与

通則法

地方税

裁判裁決

その他